

令和5年度市町村実施人材確保関連事業一覧

| 市町村名 | ①事業名 | ②事業対象者 | ③事業概要 | ④実施形態 | ⑤開始年度 | ⑥R5予算額(千円) | ⑦備考 |
|------|-----------------------------|---------------------|---|--|-------|------------|--|
| 宮崎市 | 介護職員就業定着促進支援事業 | 一般住民 | 介護人材不足が懸念される中、介護人材を育成し、介護職員等の就業及び定着を図ることを目的に、市内在住の介護資格を有する職員として就労していない方を対象とし、介護職員初任者研修の受講料(上限4万円)の補助を行う。 | 補助 | R3 | 600 | 【補助要件】 ①研修過程を6か月以内に修了すること ②研修終了後、1か月以内に市内の事業所等に介護職員等として就労し、6か月以上就労を継続すること。 |
| | シニア介護助手導入促進事業 | 一般住民 (概ね60歳以上) | 介護現場において、介護職員の負担軽減を図るとともに、元気な高齢者の生きがいづくりを促進することを目的として、元気な高齢者を介護助手として導入することを促進する。介護サービス事業所等に対し専門機関から機能分化の支援が受けられることを周知するとともに、市民に対し介護助手に関する普及啓発を行う。 | その他 | R3 | 0 | 介護現場の労働環境の見直し及び、高齢者の生きがいづくりを推進する。 (ゼロ予算) |
| | 生活支援体制整備等事業(家事援助訪問スタッフ養成講習) | 一般住民 | 地域の支え合いの体制づくりを充実させるため高齢者の日常生活を支援する人材(家事援助スタッフ)を養成するための講習を実施する。 家事援助スタッフ:宮崎市独自のヘルパー資格。総合事業の訪問型サービスAIにおける生活援助サービスの担い手。 | 委託 | H28 | 0 | 介護人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進が図られる。 (令和4年度から養成は休止中) |
| | ケアプラン作成キャリアアップ講座 | 介護支援専門員等 | 市内の介護支援専門員等に対して、ケアプラン作成の一連の流れや、介護報酬の解釈、自立支援に向けたケアプラン作成について研修を行う。 | 委託 | H20 | 2,530 | ケアプランの一連の流れ、介護報酬の解釈について周知徹底が図られる。自立支援に向けたケアプランの作成についての助言によって、給付費適正化が図られる。令和5年度から民間事業所へ委託予定。 |
| 都城市 | 地域ケア会議運営事業 | 介護支援専門員、リハ職等介護関係職種 | 保健・医療・福祉に係る専門職の助言を通して、検討事例の自立に資するケアマネジメントを行うことにより、高齢者の自立支援に必要な多職種連携の強化や参加者の合意形成能力の向上を図る事業。 | 市主催で、市内地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の計画作成者に対して実施 | H30 | 4,699 | 今後もケアプランを検討することにより、地域包括ケアシステムの構築を目指す。専門職から助言を得ることにより、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別事例の検討を積み重ね、不足する社会資源を把握し、資源開発につなげていく。 |
| | 認知症サポーター等養成事業 | 一般住民等 | 地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的として、キャラバン・メイトが研修を実施する事業。 | 委託 | H21 | 6,159 | 学校や企業に出向き認知症サポーター養成講座を実施するなど、受講者の新規開拓を行っている。 |
| | 生活おたすけサービス事業 | 一般住民等 | 身体の虚弱な高齢者に対し、日常生活上の軽易な援助を行う生活援助員(住民ボランティア)を養成し、派遣する事業。 | 委託 | H29 | 3,487 | |
| | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 市内の通所介護事業所、訪問介護事業所 | 市内の通所介護事業所及び訪問介護事業所、包括支援センターにリハビリ専門職を派遣し、助言を行う事業。 | 市が市内介護事業所及び市内地域包括支援センターに対して実施 | R2 | 1,184 | 多くの事業所、包括支援センターが活用できるように事業の周知にも努めている。 |
| | 介護給付等費用適正化事業(ケアプラン点検) | 介護支援専門員 | ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかの検証、助言を行う事業。 | 会計年度任用職員の介護支援専門員が点検実施 | H31 | 9,339 | プラン点検を行うことで、介護給付費の適正化を図る。今後も点検を継続し、適切なプラン作成・サービス利用により、介護給付費の抑制につながる。 |
| | サービス事業者振興事業 | 市内介護事業所 | 制度改正内容や過去の指導事例の周知等、介護保険制度の理解を深め、良質な事業展開のために必要な研修を行う事業。 | 市が指定介護事業所に対して実施 | H21 | 151 | 市内の指定介護事業所に研修の機会を提供することにより、事業所の資質向上、良質なサービス提供につながる。 |
| 延岡市 | 出前講座 | 職業能力開発促進センター、市内事業所等 | 職業能力開発促進センターをメインに介護保険制度に関する講座を行い、制度の周知を図る。 | 直営 | - | 0 | |
| | 九州保健福祉大学 Work Café | 市内大学学生 | 市内の福祉系大学において、WorkCafeを年2回開催し、学生と介護サービス事業所を含む地元企業の交流を図る。 | 直営 | H30 | 0 | 本市の人材政策・移住定住推進室と九州保健福祉大学が協力して行う本事業に、介護保険課も協力をを行い、介護事業所の参入や介護職の魅力発信を図っている。 |
| | 認知症サポーター等養成事業 | 市民 | 関係機関・組織・団体等と協力しながら、認知症を理解し認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを増やし、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指す。 ①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症サポーター養成後のフォローの充実 | 直営 | H21 | 354 | 今後はサポーター養成に加え、継続したステップアップ研修の開催やチームオレンジの立ち上げを進め、活動の場を構築していく。 |
| | 介護支援ボランティア事業 | 介護ボランティア登録者 | 第1号被保険者が本事業の受入施設登録をしている入所施設において、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施した場合に、100ポイントにつき100円としてポイント転換交付金を交付する。申請1回につき1,000円を下限とし、転換交付金の上限は1人あたり年間5,000円とする。 | 直営 | H24 | 178 | |
| | 介護職員初任者研修補助 | 市民 介護事業所職員 | 介護職員の質の向上を図るため、介護職員初任者研修の受講にかかる費用を助成する。 研修終了以降に延岡市内の介護サービス事業所で3か月以上継続して介護職員として在職している者に対して上限5万円を助成する。 | 補助 | R4 | 1,500 | 国、県若しくは本市以外の地方公共団体又は雇用されている介護サービス事業者から受講料等に係る補助金を受けている場合は対象外。 |
| | 介護福祉士等就労支援補助 | 介護事業所職員 | 宮崎県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業を利用して資格を取得した者が、延岡市内の介護サービス事業所に勤務した場合に月額1万円の生活支援金を最長5年間交付する。 | 補助 | R4 | 960 | |

| 市町村名 | ①事業名 | ②事業対象者 | ③事業概要 | ④実施形態 | ⑤開始年度 | ⑥R5予算額(千円) | ⑦備考 |
|------|--------------------------------|-------------------|--|-------|-------|------------|---|
| 日南市 | 介護職員人材育成事業 (介護職員初任者研修受講料助成) | 一般住民 介護事業所職員 | 市内の介護サービス事業所に介護職員として就労している人、または研修終了後3か月以内に介護職員として就労した人が、介護職員初任者研修を受講した際の受講料(上限4万円)の補助を行う。 | 補助 | R4 | 960 | 多様化する高齢者のニーズに対応した介護サービスの提供に必要な知識及び技術を要する介護職員の確保を図る。 |
| | 介護職員人材育成事業 (小中学生への出前講座) | 市内小中学生 介護事業所職員 | 将来の介護人材となり得る小中学生を対象に、市内の介護職員が講師となり介護の仕事についての出前講座を行う。 | 直営 | R5 | 245 | 小中学生に介護職について知ってもらうことにより、介護職を将来の職業の選択肢として認識してもらう。出前講座の内容検討を介護事業所職員で行うことにより、職員同士の連携を図り離職を防ぐ。 |
| | 地域ケア個別会議推進事業 | 介護支援専門員 | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、多職種協働で個別のケアマネジメントの検討を行う。 | 直営 | H29 | 1,165 | 自立支援・介護予防の視点を踏まえ、個別ケースの支援内容について多職種からの助言を受けることにより、介護支援専門員のスキルアップを図る。 |
| | 認知症見守り推進事業 | 一般住民 | 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターの養成講座を行う。 | 直営 | H23 | 310 | より多くの市民の方に講座を受講してもらうことにより認知症サポーターの数を増やしていく。 |
| | 地域介護予防活動支援事業 | 一般住民 | 介護予防を目的とした体操教室での指導者となる介護予防推進サポーターを養成するための講座をNPO法人に委託して行う。 | 委託 | H24 | 713 | より多くの介護予防推進サポーターを養成し、活動してもらうことにより、安定した介護予防教室の運営を図る。 |
| | 地域包括ケア学校 | 介護事業所職員 | 介護支援専門員の人材確保に向け、資格取得のための勉強会を行い、介護支援専門員試験統一模擬試験を受験する際の費用の半額(5,500円)を助成する。 | 補助 | R1 | 332 | 介護支援専門員を目指す人が資格を取得しやすい環境を作っていく。 |
| 小林市 | 福祉人材確保対策支援金 | 市内介護サービス等事業者 | 令和5年4月1日以降に新たに正職員として30歳以下の介護福祉士等を雇用した事業所に対し、支援金(上限10万円)を支給する。 | 補助 | R5 | 5,500 | 小林市福祉人材確保対策支援金交付要綱 |
| 日向市 | 日向市居宅介護支援事業所開設準備補助金 | 居宅介護支援事業所を開設する法人 | 居宅介護支援事業所を開設するための経費として、施設開設日前6か月に要した経費に対し、100万円を限度として補助する | 補助 | R3 | 1,000 | 事業所を開設する初期費用を軽減するとともに、介護報酬が入るまでの運営資金を確保することができる |
| | 生活支援体制整備事業 | 一般市民 | 生活圏域ごとに1名の生活支援コーディネーターを配置し、介護予防サポーターの養成や地域資源の掘り起し・運用、既存組織との連携構築活動等を包括的に展開する。 | 委託 | H29 | 25,500 | 事業の一環として、介護予防教室などを住民主体で継続実施するために、介護予防サポーターを養成する。 |
| | 認知症地域支援体制構築等推進事業 | 一般市民 | 医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族等への効果的な支援を推進する。 | 委託 | H29 | 4,989 | 事業の一環として、認知症の正しい知識の普及と地域における理解の促進、活動機会の創出のために、認知症サポーターを養成する。 |
| 串間市 | 認知症サポーター養成事業 | 一般住民等 | 地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的として、キャラバン・メイトが研修を実施する事業。 (包括的支援事業) | 委託 | H21 | 80 | コロナ禍で集合型会議等の開催を見送っていたため、今後集合型会議などの研修を実施予定 |
| | 生活支援サポーター養成事業 | 一般住民等 | 地域における支えあいの体制整備のため、各地区にて、日常生活を支援・援助できる人材の育成のため研修会等を実施する。 (包括的支援事業) | 委託 | H28 | 20 | 人材育成、意識醸成に取り組んできたが、実働となる組織・体制が構築できていないため、今後は組織づくり、または事業を担える組織探しに注力する |
| 西都市 | いきいき百歳体操協力員研修会 | 一般住民 | 百歳体操を運営している協力員を養成する事業 | 直営 | H28 | 20 | 協力員の育成を行い、百歳体操の効果的な実施を図る。 |
| | 認知症サポーター養成講座 | 一般住民 | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材の育成を行う。 | 直営 | H23 | 374 | 今後も、学生や職域への受講勧奨を行い、継続的に養成していきたい。 |
| | 認知症サポーターステップアップ講座 | 認知症サポーター | 認知症サポーターから一歩進んで、積極的に認知症の人やその家族に対する支援を行う人材(オレンジパートナー)を育成する。 | 直営 | R3 | 0 | オレンジパートナーの活躍の場を広げていきたい。 |
| えびの市 | 介護福祉士就職支度金支給事業 | 介護福祉士 | 介護福祉士の就職促進を図るため、市内の介護保険法に規定する介護サービス事業所及び老人福祉法に規定する老人福祉施設への就職予定者に対し、就職準備金等の費用として支度金を支給するもの 【支給金額】1人当たり 200,000円 | 補助 | H28 | 1,000 | 3年間介護福祉士として従事するなどの一定の要件があります。 |
| | 介護人材確保推進事業補助金 | 介護福祉士 | 市内の介護保険法に規定する介護サービス事業所及び老人福祉法に規定する老人福祉施設で働く介護福祉士に対し、介護福祉士養成施設に入学する際に借り入れた奨学金の返還を補助するもの 【補助額】年間144,000円以内とし、5年間総額で720,000円を限度とする。 | 補助 | H28 | 144 | 返還金額(利子を含む。)が限度額を下回る場合は、その金額とします。 |
| | 介護職員初任者研修受講料助成金 | 一般市民 | 介護職員初任者研修を修了された方の受講料を助成するもの。 | 補助 | R4 | 525 | 教育訓練給付金を受給されて、研修を受講された場合は、受講料額から教育訓練給付金を控除した額を助成 |
| 三股町 | 軽度生活援助ボランティア育成事業 | 一般町民 | 在宅で身体の虚弱なおおむね65歳以上の高齢者等に対し生活援助員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の高齢者等の要介護状態への進行を防止する。事業は、健康な高齢者をはじめとする地域住民やボランティアを確保できると認められる社会福祉法人等の団体に委託するとなっており、三股町社会福祉協議会に委託している。H30年度より、これまでの再委託先①シルバー人材センター②三股町社会福祉協議会に加えて③住民主体の生活援助グループ④障がい者就労支援施設が再委託先となり、受け皿が充実したためこれまで受け入れができなかった利用者にもサービスの提供を行っている。その事業において③の援助ボランティアに対して研修を行なっている。 | 委託 | H30 | 0 | 研修を受けた地域住民やボランティア(現在29名)によって地域での受け皿が広がっており、介護保険に頼らないしくみづくりができています。近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修が計画どおり進まずボランティアの育成ができていない。 |

| 市町村名 | ①事業名 | ②事業対象者 | ③事業概要 | ④実施形態 | ⑤開始年度 | ⑥R5予算額(千円) | ⑦備考 |
|------|-----------------------|---|--|----------|-------|------------|--|
| 高原町 | 高原町介護支援専門員人材育成確保推進事業 | 町内の介護保険事業所等に勤務している介護支援専門員 | 更新研修を受ける介護支援専門員に対し、その研修に要する経費として、4万円を上限に補助を行う | | R2 | 280 | ・更新研修終了年度を含めて3年間以上高原町の介護保険事業所に勤務すること ・申請者が在籍する介護保険事業所等は、当該研修を受講する際に、勤務する日や勤務時間等について配慮が必要 |
| 国富町 | 介護職員就業促進事業 | 町内の介護事業所に就労を希望する町民 | 介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)の受講料を補助するもの。 | 補助 | H31 | 100 | 補助上限額50,000円×2人 |
| | 訪問A型家事援助スタッフ養成講習 | 町内の介護事業所に就労を希望する町民 | 総合事業の訪問A型サービス(身体介護も伴わない生活支援に特化したサービス)に従事する介護スタッフを町が要請するための講習を実施する。 | 委託 | H30 | 360 | 担い手の裾野が広げられ、多様な人材の参加が図られる。 |
| | シニア元気アップ運動教室サポーター養成事業 | 一般住民 | 地域で実施する介護予防の運動教室を運営及び指導するボランティアを養成するための講義や実習を実施する。 | 委託 | H24 | 275 | 健康運動指導士が講師となり住民サポーターを養成。 |
| 綾町 | 介護人材確保事業 | 一般町民と町内の介護事業所に勤務する者 | 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護支援専門員実務者研修、主任介護支援専門員研修等を受講する者に対し、4万円を上限に受講料を助成する。 | 補助金 | R4 | 400 | |
| | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 町内の通所事業所 | リハビリ専門職のいない通所事業所にリハビリ専門職を派遣し、助言と事業所の人材育成を図る。 | 委託 | R5 | 375 | |
| 高鍋町 | 高齢者おたすけボランティア事業 | 一般住民 | ボランティアの研修参加やボランティアの実施に対してポイントを付与する | 町 | R2 | 335 | |
| 新富町 | 認知症サポーター等養成事業 | 一般住民等 | ①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症サポーター養成後のフォローの充実 | 直営 | H23 | 20 | すでに多くの住民が受講しているため、フォローアップを充実していきたい。 |
| | 生活支援体制整備事業 | 一般住民等 | 多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。 | 委託 | H28 | 6,089 | 事業の一つとして高齢者の日常生活を援助するボランティア人材を養成する。 |
| 西米良村 | 西米良村医療福祉職育成奨学資金貸付事業 | 奨学資金の貸付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する資格取得を目指す者で、高校、大学又は専門学校に通う者のうち、卒業後に村内での就労を目指す者とする。 (1) 医師、看護師等の医療資格 (2) 保健師、社会福祉士、保育士、介護福祉士等の福祉資格 | 医療福祉分野の就労を目指す者に対し医療福祉職育成奨学資金を貸し付けることにより、有能な人材の育成に資する。 | その他(貸付金) | R2 | 2,880 | 次のいずれかに該当するときは、奨学資金の返済の全部又は一部を免除することができる。 (1) 学校を卒業後、村内において医療福祉分野の業種に就業し、3年を経過したとき又は村長が特に認める事情にあるとき。 (2) 学校在学中に死亡又は心身障害により、貸付けを受けた奨学資金を返済することができなくなったとき。 |
| 木城町 | スクエアステップ指導員資格認定講習 | 町内在住者 | 町内各公民館単位や自主グループにおいて実施するスクエアステップ教室での指導者の育成 | 補助 | H30 | 293 | 資格取得者の一部が公民館・自主グループで活動している |
| | 木城町介護人材確保・定着推進事業 | 町内の介護・高齢者事業者及び障害者支援事業者 | 介護人材の確保・定着・育成に係る取り組みを推進するため、新規就労支援や研修費用等の支援を行う | 補助 | R4 | 3,000 | 新規及び若い世代の職員確保と長期定着のための支援を行うことで、職員の確保、処遇改善、資質の向上を図る |

| 市町村名 | ①事業名 | ②事業対象者 | ③事業概要 | ④実施形態 | ⑤開始年度 | ⑥R5予算額(千円) | ⑦備考 |
|------|----------------------|--|---|-----------------|--------|--------------|---|
| 川南町 | 介護者教室 | 一般住民 介護サービス事業所職員 食生活改善推進員 | 管理栄養士を講師に招き、介護食についての講義と調理実習を行い、介護人材のスキルアップを行う。 | 町が実施 | H19 | 315 | 介護食の講義と調理実習のため、毎年30人前後の出席者がある。今後も引き続き実施していく。 |
| | 栄養改善事業 | 障害者サービス事業所の職員と利用者 | 管理栄養士が低栄養予防についての講話と調理実習を行い、障害者施設の介護人材のスキルアップを行う。 | 町が実施 | 不明 | 障害者サービス事業所負担 | 障害者サービス事業所の要望により実施。高齢の障害者もいることから、今後も引き続き実施していく。 |
| | 情報共有ツールの整理 | 介護支援専門員 医療関係者 | 入退院調整ルール検証作業の実施 介護支援専門員と医療関係者間で、入退院調整についての意見交換を行いながら実施する。 | 町が負担金を支払い事務局が実施 | H29 | 児湯医療介護連携室負担 | 介護支援専門員、医療関係者がお互いの立場を理解することができる。今後も引き続き実施していく。 |
| | 介護保険事業者向け研修会 | 介護支援専門員 医療関係者 介護サービス費業所職員 | 医療と介護の連携をテーマにした、研修会を実施。 | 町が負担金を支払い事務局が実施 | H29 | 児湯医療介護連携室負担 | 介護支援専門員、医療関係者がお互いの立場を理解することができる。今後も引き続き実施していく。 |
| | ケアプラン点検事業 | 介護支援専門員 | 居宅介護支援事業所を訪問し、要介護1・2のケアプランをみながら、課題整理、ケアプラン作成の助言を行い、ケアマネ個人や事業所の相談に応じる。このことで、居宅介護支援事業所の資質の向上をはかる。 | 町が実施 | H30 | | ケアマネの全体会議では聞きにくいことも、個別相談では相談しやすい場となるようである。今後も引き続き実施していく。 |
| | 介護職員初任者研修事業 | 一般住民 介護事業所職員 | 介護事業所の雇用確保及び実務の質の向上を図るため、初任者研修を町内で実施し、受講料の全額を補助する。 | 補助 | R3 | 880 | 初任者研修を町内で実施することにより対象者が参加しやすくなった。また、研修費用を補助することにより、無資格の職員がいる事業所は受講させやすくなっている。今後も継続していく。補助対象者は研修終了後、町内事業所へ就労し、3年間は就労継続すること。要件に達しない場合は補助した額の返還請求を行う。 |
| | 介護人材育成支援事業 | 介護事業所職員 介護支援専門員 | 介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護事業所の介護職員の確保及び定着率の向上並びに事業所の質的向上を図るため、町内の事業所で就労する介護職員の研修費用に対し、予算の範囲で助成金を交付する。 | 補助 | R4 | 2,220 | 実務者研修を町内で実施することにより対象者が参加しやすくなると思われる。併せて介護職員の研修費用を助成することにより、介護職員の確保、定着率の向上及び事業所の質的向上につながることを期待される。助成対象者は町内事業所へ3年間は就労継続すること。要件に達しない場合は助成金の返還請求を行う。 |
| | 認知症サポーター養成講座 | 一般住民等 | 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で生活できるよう、また認知症の早期発見・早期治療のために多くの方に認知症について正しく理解していただくよう手助けする人材の育成事業。 | 認知症推進員に依頼 | H24 | 160 | 中学生向けの講座を行う |
| 都農町 | 介護職員等確保支援事業 | 町内の介護事業所(対象事業所)へ勤務が内定した常勤の介護職員及び対象事業所に勤務する介護職員 | ①介護職員等就職支度金支給事業 対象事業所への就職が内定した常勤の介護職員等に対し、30万円～10万円を交付 ②介護支援専門員等育成事業 対象事業所に勤務する介護支援専門員が更新研修又は主任介護支援専門員研修を受講した場合、その費用(10万円を限度)を補助 ③介護職員等処遇改善事業 対象事業所に勤務する介護職員等に10万円～4万円の補助金を年2回交付 | 補助 | R3 | 33,150 | ①については、1人あたり1回限りの支給とし、対象事業所に5年以上の勤務をお願いする ②については、対象事業所に3年以上の勤務をお願いする。 |
| | 介護予防運動サポーター養成講座 | 都農町民 | 都農町100まで運動教室にて活動する介護予防運動サポーターを、健康運動指導士の講師による講座で育成する | 委託 | H26 | 220 | |
| | 介護予防運動サポーターフォローアップ研修 | 介護予防運動サポーター | 養成講座で認定されたサポーター向けに、継続して研修を行うことで、知識・技術の維持・向上を図る | 委託 | | 220 | |
| 門川町 | 認知症サポーター等養成事業(講座) | 町民 | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材の育成を行う。 | 委託 | H28 | | 今後も、継続的に学生向けの講座を行い、若年層も確保していきたい。 |
| | 介護予防サポーター養成事業 | 町民 | 養成講座を修了したサポーターを各地区に配置し、介護予防(百歳体操・スクエアステップ)を効果的・安全に行えるよう、サポートを行う。 | 委託 | H25～R4 | | サポーターが養成講座の知識をもとに声掛けを行うことで、効果的・安全に介護予防が行える。 |
| | 介護予防担い手育成事業 | 町民 | サポーターの高齢化に伴い、次世代の介護予防(百歳体操)の担い手を育成する。 | 委託 | R3～R4 | | 講座の内容を工夫し、次世代の担い手を育成することができた。 |
| | 認知症サポーターステップアップ講座 | 町民 | 養成講座の修了生を対象に実践の場で必要となる知識と対応スキルの習得を目指しオレンジチームの活動者として育成を行う。 | 委託 | R4 | | チームオレンジの趣旨、目的などを理解してもらい、活動者、担い手の確保に努めていく。 |
| | 介護予防サポーター育成講座 | サポーター、町民 | 現在活動しているサポーターの後継者として地区活動のリーダー的存在となる人材を発掘し育成していく。 | 委託 | R5 | | サポーター養成事業と担い手育成事業を合体して1つの育成講座にしたもの。新たな担い手として新規サポーターを育成する。 |
| | サポーター交流事業(交流会) | サポーター | 各地区で活動しているサポーター同士の交流する機会。意見交換やスキルアップを目的に研修等を行う。 | 委託 | R3 | | サポーターがリフレッシュできて楽しく参加できる内容から、地区活動に役立つ内容等の研修を企画する。 |
| 諸塚村 | 諸塚村介護職員等緊急確保特別対策事業 | 事業期間中に介護福祉施設等で介護職員となる者 | ・就職初年度:就職時一時金10万円支給 ・1年目終了後:10万円支給 ・2年目以降:1年経過ごとに20万円支給 | 補助 | H30 | 1,600 | 事業期間:～令和8年3月31日 |
| | 介護支援専門員確保育成事業補助 | 村内居住の介護支援専門員及びそれを目指す者 | 介護支援専門員実務研修受講試験費及び指定研修受講費等の補助 | 補助 | R4 | 110 | |
| | 福祉留学生受入補助 | 介護福祉士及び社会福祉士等 | 福祉分野の人材を留学生として受け入れた際の人件費等の補助 | 補助 | R2 | 936 | |
| | 医学生等研修支援事業 | 医学生、その他専門職(保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、介護職等) | 本村医療機関や福祉事業所等でのインターンシップ時に支援金助成(宿泊費1泊3000円上限、旅費往復20000円定額) | 補助 | H28 | 69 | |

| 市町村名 | ①事業名 | ②事業対象者 | ③事業概要 | ④実施形態 | ⑤開始年度 | ⑥R5予算額(千円) | ⑦備考 |
|------|-----------------------|------------------------|---|---------------|-------|------------|--|
| 椎葉村 | 地域ケア個別会議 | 介護支援専門員 サービス事業所介護職員 | アセスメント能力を高めるための個別ケア会議の中で専門分野の勉強会等も実施。 | その他(保険者) | H29 | 778 | アセスメント能力向上やケアマネジメントの質の確保。今後も継続していく。 |
| | 家族介護支援事業 | 家僕介護者 | 安心して在宅介護ができるために、集団又は個別の手法で介護技術の習得教室を開催。 | 委託 | | 136 | 感染症対策で個別が主であったが、今後はさらに在宅介護の必要性を重んじ継続していく。 |
| | 認知症サポーター養成事業 | 一般住民 | 認知症に対する正しい知識を身に付け、地域での支援推進をしていく人材を育成する。 | 委託 | | 60 | 地域の様々な組織団体に理解していただきさらに受講者を増やしていく。サポーター養成講座受講者に対してはステップアップ講座を開催しさらにスキルアップを目指す。 |
| 美郷町 | 介護人材基盤強化事業 | 一般住民等 | 町が指定する養成講座を受講し資格を取得したのに対して、費用の一部又は全部を助成する | 補助 | H26 | 120 | 町内における介護人材の確保を図り、福祉の向上に繋げる。 |
| | ケアプラン点検 | 介護支援専門員 | 作成したケアプラン等が適切であるか第三者が点検及び支援を行う。 | 委託 | H28 | 407 | 個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともにケアマネジメントの質の向上を図る。 |
| | 地域ケア会議 | 介護支援専門員 | 作成したケアプラン等に対して医療、介護の専門の方々が意見交換を行う。 | 委託 | H28 | 494 | ケアマネジメントの実践力を高める。 |
| 高千穂町 | 介護職員初任者研修事業 | 一般住民 | 社会福祉協議会が実施する介護職員養成初任者研修を受講する経費の補助 | 補助 | H29 | 200 | 適切な介護知識や技術の習得。 初任者研修を町内で実施することにより、介護職員の確保を図る。 |
| | 地域ケア会議推進事業 | 介護支援専門員 サービス事業所 | ケアプランについて、ケアマネージャーやサービス提供事業者と様々な専門職が集まってその支援方法を検討し、ケアプランの向上や利用者の状態改善・重症化予防を目指す個別ケア会議の実施 | | H30 | 141 | 専門職から助言を得ることにより、ケアマネジメントの質の向上を図り、個別事例の検討を積み重ね、不足する社会資源を把握し、資源開発につなげていく。 |
| 日之影町 | 介護人材育成事業 | 町内就業予定のケアマネージャー | ケアマネージャーの初回実務者研修費用の全額補助 | 補助 | H29 | 46 | |
| | 地域介護予防活動支援事業 | 介護・社会福祉事業、町内ボランティア等 | ボランティア向け研修会の開催 | 町主体 | | 41 | 各地域のボランティアを対象とした研修のため、必要な知識を得られるだけでなく、単身高齢者世帯の見守り等ボランティアの連携に繋がる。 |
| | 家族介護支援事業費 | 住民 | 介護する家族に対しての介護教室や研修会の開催 | 町主体 | | 82 | 適切な介護知識や技術の習得ができるだけでなく、介護者の体験からも情報を得ることができる。 |
| 五ヶ瀬町 | ケアマネジメント支援 | 介護支援専門員 介護計画作成担当者 | 作成したケアプランや作成過程、モニタリング等について専門家のアドバイスをもらう | 委託 | H27 | 134 | 個別の計画について助言をもらうため、介護支援専門員を始め関係者の資質向上に繋がっていると思われる。今後も継続して実施する予定。 |
| | 医療・介護連携研修会 | 病院職員・介護関係者 | 医療と介護の連携がスムーズにできるように必要な情報共有の研修を行う。 | その他 (外部講師) | H28 | 60 | お互いの仕事に対して少しでも理解できるように今後も継続する予定である。 |
| | 介護予防運動サポーター養成 | 一般住民 | 介護予防運動サポーター養成講座を実施し、町内各所にサポーターを配置し、居場所等において運動指導を行う。 | 委託 | R2 | 226 | 令和5年度は、サポーターを各所に配置し運動指導を行う。養成講座を引き続き実施し、高齢者の介護予防に繋がる人材を育成していく。 |
| | 認知症サポーター養成 | 一般住民 | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人材の育成を行う。 | その他 (外部講師) | H21 | 18 | 小学6年生を対象にキッズサポーターの養成を行う。さらにサポーター養成講座受講者に対し、ステップアップ講座を開催してチームオレンジを設置していく。 |
| | リハビリテーション専門職の事業所等派遣支援 | 介護事業所職員 | 介護事業所等に対してリハ専門職を派遣し運動機能向上等についてエビデンスに基づいた指導・人材育成を行う。(県主体事業) | その他 (県) | R2 | 0 | リハ専門職の確保が困難な状況であるため今後も継続して実施し、介護事業所等職員の資質向上に繋げる。(県主体事業) |
| | 宮崎ボランティア体験月間 | 中学生 | 夏休みに福祉用具(車いす)体験や介護施設や独居高齢者宅を訪問し、高齢者とふれあい、清掃活動等を行う。(社会福祉協議会主体) | 委託 | H8 | 0 | 福祉やボランティアに関心を持ってもらい、ボランティアに参加するきっかけとなり、介護施設の仕事や高齢者とのふれあい方を学び、将来を考えるきっかけづくりになっていると思われるため継続する予定。 |